令和８年度瑞浪市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和８年５月２８日制定

１　趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、瑞浪市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定め、優先調達の一層の推進を図る。

２　用語の定義

調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　調達方針の適用範囲

調達方針は、本市行政組織の全ての部署（以下「各部署」という。）が発注する物品等に適用する。

４　調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア．障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設に限る）

イ．地域活動支援センター

ウ．生活介護事業所

エ．就労移行支援事業所

オ．就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

（２）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により国・地方公共団体から必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（３）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア．障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社（特例子会社）

イ．重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと）

①　障がい者の雇用者数が 5 人以上

②　障がい者の割合が従業員の 20%以上

③　雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア．自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）

イ．在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

５　調達対象となる物品等

調達対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給可能な物品等とする。

６　調達目標

令和８年度調達目標額は、４，０００，０００円とする。

（参考）令和７年度

調達目標額　４，０００，０００円

調達実績額　３，６００，００３円

７　調達の推進方法

（１）情報提供

障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、各部署に対してその情報を提供する。また、各部署が発注を希望する物品等についての情報を収集し、障害者就労施設等に対してその情報を提供する。

（２）優先調達依頼

年度当初や予算編成前等の適切な機会をとらえ、各部署に対して優先調達の積極的な活用を依頼する。依頼にあたっては、各部署における調達事例を紹介するとともに、法令根拠や事務要領を明確にする等の工夫により、調達しやすい環境を整える。

（３）特定随意契約による調達

調達に際しては、予算の適正な執行と契約における経済性・公正性等に留意するとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）等の他法に基づく施策との調和に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

（４）公共施設における物品展示販売への協力

障害者就労施設等が公共施設において物品の展示販売を行う際は、展示販売スペースの確保や周知等について協力し、各部署による調達推進と市民等来庁者及び職員個人からの需要増進につながるよう努める。

８　調達方針及び調達実績の公表

（１）調達方針の作成又は見直しをしたときは、速やかに市ホームページで公表する。

（２）調達実績は、毎会計年度取りまとめを行い、速やかに市ホームページで公表する。

９　調達方針の管理及び運営

調達方針の管理及び運営は、健康福祉部社会福祉課において行う。